

答 申

諮問第 25 号

第 1 審議会の結論

和歌山県警察本部（以下「実施機関」という。）が、令和元年 7 月 24 日付け相第 176 号により審査請求人に行った、保有個人情報の存否を明らかにしない保有個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）は適法かつ妥当である。

第 2 審査請求に係る経緯

1 本件処分までの経緯

審査請求人は、和歌山県個人情報保護条例（平成 14 年和歌山県条例第 66 号。以下「条例」という。）第 16 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、令和元年 7 月 11 日付けで「平成 29 年 1 月 1 日から令和元年 7 月 10 日までの間に、和歌山県警察本部と警察署（橋本署・岩出署・和歌山北署・海南署・有田署・湯浅署・白浜署・新宮署）に対して、私共について行われた警察相談記録にある私の情報。」と記載された保有個人情報開示請求書を提出した。

なお、同請求書は郵送により提出されており、実施機関はこれを令和元年 7 月 12 日付けで受理している。

実施機関は、この保有個人情報開示請求について、開示請求対象の存否を明らかにするだけで非開示情報を開示することになるとして、条例第 20 条に基づき本件処分を行い、条例第 21 条第 2 項に基づき令和元年 7 月 24 日付け相第 176 号により本件処分の内容を審査請求人に通知した。

2 本件処分後の経緯

審査請求人は、令和元年 7 月 31 日付けで、和歌山県公安委員会に対し、本件処分に対する審査請求書の提出をファクシミリにより行ったところ、審査請求書には様式等に多数の不備があるとして、同年 8 月 22 日付け公委第 203 号により和歌山県公安委員会から審査請求人に対し補正の通知が行われた。

審査請求人は、和歌山県公安委員会に対し、令和元年 9 月 20 日付け補正書等を郵送し、同年 2 月 4 日に同補正書等が和歌山県公安委員会に到達したところ、和歌山県公安委員会は、補正後の審査請求書についても様式等に不備があるとして、同年 10 月 24 日付け公委第 263 号により、審査請求人に対し、再補正の通知を行った。

審査請求人は、和歌山県公安委員会に対して令和元年 11 月 7 日付け再補正書等を送付し、これを受けた和歌山県公安委員会は同年 12 月 5 日付け和公委第 335 号で当審議会に諮問を行った。

第3 審査請求の内容要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

2 審査請求の理由等

審査請求人が審査請求書及び反論書で主張する内容は多岐にわたるが、要約すると、実施機関が、第三者による警察相談の内容が記載された警察相談処理票を開示しなければ、自分たちに生じている日常生活の支障が改善されないため、非開示決定が行われたことは不当だと主張するものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の保有個人情報非開示決定通知書及び弁明書並びに当審議会における意見聴取において主張された内容を要約すると、おおむね以下のとおりとなる。

警察相談は、警察相談取扱要領（平成13年和歌山県警察例規通達総・務・生企・捜一・交企・公第40号）によって定められた手続であり、相談者による相談の有無及び内容は高度のプライバシーに関わるものであるため、相談内容及び相談者に係る情報を秘匿するのが大前提となる。

また、警察相談処理票は、対面で行われたものと電話で行われたもの双方を含む警察相談についてなされたもので、その内容もストーカー被害、DV被害及び振り込め詐欺被害といった犯罪被害に係る相談が含まれるほか、交通事故又は違法駐車といった犯罪被害以外の相談に係る記録が記載されたものであって、高度のプライバシーに関わるものというべきであり、相談の有無を含めて基本的に秘匿されるべきものである。

そして、第三者による警察相談の内容が記載された警察相談処理票の開示が認められると、警察相談に係る事案の関係者から時期又は場所を特定した探索的な保有個人情報開示請求が行われた場合には、相談の日時、内容及び関係者の氏名といった、相談者を識別できる事項の一部又は全部を非開示としても、どのような事案について誰が相談を行ったかある程度の確実さをもって推測することが可能であり、また、これとは逆に、不存在を理由とする非開示決定がなされた場合には、請求者が想定する特定の人物からの相談がなかったことが推測されてしまうおそれが生じる。

したがって、第三者の警察相談の内容が記載された警察相談処理票は、その存否を明らかにすると、条例第18条第2号が非開示事項とする開示請求者以外の個人情報を開示することになりかねないほか、それがみだりに公開されると市民が警察相談を差し控えることとなりかねないため同条第6号にも該当するというべきであり、条例第20条に基づいて行われた本件処分は適法であり妥当なものというべきである。

第5 審議会の判断

当審議会は、本件処分の適法性及び妥当性について審議した結果として、以下のように判断する。

1 本件処分の適法性及び妥当性について

条例第20条は、保有個人情報開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなる場合について、当該保有個人情報の存否を明らかにせずに、当該開示請求を拒否することができることを定める。

条例第18条第2号は、非開示情報の一つとして、開示請求者以外の個人に関する情報を定めており、当該開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報及び開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより当該開示請求者以外の者の権利利益を害するおそれがある情報がこの非開示情報に当たる。

実施機関は、第三者による警察相談の内容が記載された警察相談処理票を対象とする保有個人情報開示請求は、当該警察相談に係る時期又は場所を特定して請求を行うことで、特定の個人が警察相談を行ったか否かを了知することが可能となると主張する。確かに、審査請求人については、時期及び場所を特定して第三者による警察相談の内容が記載された警察相談処理票に対する保有個人情報開示請求を行っているため、それに対応すれば特定の個人が警察相談を行ったか否かを了知することが可能というべきである。

したがって、本件処分は、開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより当該開示請求者以外の者の権利利益を害するおそれがある事案について非開示決定が行われたものというべきである。

また、条例第18条第6号は、非開示情報として、当該情報を開示することにより事務又は事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを非開示情報とすることを定めている。

上述のように、保有個人情報開示請求により警察相談を行ったことが第三者に了知される可能性があるとなれば、警察相談を行おうとする者が相談を差し控えるようになることが容易に想定されることから、特定の個人が警察相談を行ったか否かを了知することを可能とする情報はこれにも該当するというべきである。

以上を踏まえると、本件処分は、開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで条例第18条第2号及び第6号が定める非開示情報を開示することになる事案について、保有個人情報の存否を明らかにしない非開示決定を行ったものと評価すべきであり、条例第20条に照らして適法であり妥当というべき

である。

2 その他

審査請求人は、自分たちに生じている日常生活の支障の改善を求めるが、それは当審議会が関知するところではない。

3 結論

以上により、第1のとおり、当審議会は実施機関が行った本件処分は適法かつ妥当であると判断する。

第6 答申に至る経過

令和元年12月5日	○ 和歌山県公安委員会から諮問が行われる。
令和2年1月15日	○ 和歌山県公安委員会へ反論書及び弁明書の提出を求める。
令和2年2月7日	○ 弁明書及び反論書を当審議会が受理する。
令和2年3月24日	○ 第1回審議
令和2年6月5日	○ 第2回審議（実施機関からの意見聴取）
令和2年7月7日	○ 第3回審議（審査請求人からの意見聴取）
令和2年7月31日	○ 第4回審議
令和2年8月24日	○ 第5回審議